**平成２３年（フ）第１６７号**
茨城県ひたちなか市大字馬渡2974番地の35
債務者　小倉健太郎
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
水戸地方裁判所

**平成２３年（フ）第１７３号**
茨城県ひたちなか市平磯町1381番地
債務者　石田　愛美
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
水戸地方裁判所

**平成２３年（フ）第１３３号**
山梨県甲府市国母１丁目10番33号ワンズホーム102号
債務者　内藤　幸雄
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１３４号**
山梨県甲府市国母１丁目10番33号ワンズホーム102号
債務者　内藤　明美
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第５０９号**
名古屋市中川区中島新町２丁目801番地　県営中川住宅６棟103号
債務者　古谷　一生
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第６５６号**
名古屋市北区若葉通４丁目９番地　森部ビル302号
債務者　坪谷　和夫
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第６５７号**
名古屋市北区若葉通４丁目９番地　森部ビル302号
債務者　坪谷ジュリアこと　ＴＳＵＢＯＴＡＮＩ　ＪＵＬＩＡ　ＰＩＡＤ
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１９７号**
静岡県湖西市ときわ３丁目10番10号
債務者　村瀬　美紀
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２３年（フ）第７９号**
愛知県豊橋市富本町字国隠20番地の５　Ａ―303
債務者　社本　静香
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２３年（フ）第８１号**
愛知県蒲郡市港町18番３号
債務者　北村ふとん店こと湘南百貨店こと　北村　政士
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月13日午後１時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２３年（フ）第８２号**
愛知県蒲郡市港町18番３号
債務者　北村　千春
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月13日午後１時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２３年（フ）第８５号**
愛知県豊橋市豊栄町字東312番地９―Ｇ
債務者　中八児雅也
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２３年（フ）第８９号**
愛知県豊橋市緑ケ丘２丁目８番地３　101
債務者　小野　和美（旧姓神藤）
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２３年（フ）第９３号**
愛知県新城市城北２丁目９番地４　アーバンライフナノヒラ203
債務者　西内　公敏
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２３年（フ）第８３７号**
横浜市鶴見区北寺尾３丁目７番17号　竹の内荘105号
債務者　杉山登喜子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部